

第2回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成27年(2015年)8月11日(火) 15:00~17:00
- 2 場 所 県庁新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 甲津委員長、梁川委員、住本委員
事務局：学校教育課
- 4 会議概要

■会議の成立確認

○調査委員会条例第7条第3項の規定により、委員の半数以上の出席により成立

■会議の公開・非公開

○滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領第5条第1項の規定により原則公開としているが、議題5については個人情報が含まれていることから、運営要領第5条第3項(1)に基づき非公開にすることに決定。

■議題

○議題(1) 重大事態に係る調査実施要領について

(委員長)

本年度の第1回調査委員会で、重大事態が発生した際の調査委員会における調査の内容・手順について事前に明確にしておく必要があるとの意見が出されました。それを受けて、事務局において実施要領(案)をまとめてもらいました。まずは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

※資料1により重大事態に係る調査実施要領(案)を説明

資料1の7ページの参考資料を御覧ください。昨年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を立ち上げさせていただいた際、調査審議について案という形で、基本的な流れ、所掌事務等について御確認いただいております。基本的には了承いただいておりますが、とりわけ重大事態の在り方については、ある程度明確にすべきということで、再度提案させていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。1で重大事態の法的な意味について確認させていただいております。2(調査の目的)・3(教育委員会が主体で調査を実施する場合の判断)・4(詳細調査)の内容については、基本的に御了解いただいたものと変わっておりません。また、後ほど御意見をいただければと思っております。とりわけ3ページには報告書の記載内容についてまとめさせていただいております。ただ、文章のみならず、イメージしてもらうことが重要であることから、4ページから6ページにかけてもう少し具体化したものを置かせていただきました。

4ページを開けてください。調査審議の流れですが、基本的に調査いただく場合には、教育委員会からの諮問という形で調査委員会において御審議いただきます。審議の前に委員の排斥等の御判断をいただいた上で調査準備になりますが、この場合には要綱にもありますように、調査のための専門員をお願いすることになっています。そ

うした中で実際に調査して、調査委員会で御審議いただいて報告書を作成し、最終的には教育委員会への答申という形で御報告いただくことになっております。

5 ページには法に基づいた流れを書かせていただきました。重大事態が発生した場合に、当然県立学校におきましては、学校の中の組織である学校いじめ対策委員会が事態を把握して事実確認する。その都度法に基づいて被害児童生徒・保護者等には状況を報告する。同時に県教育委員会に報告をします。県教育委員会におきましては、当然重大事態の発生ということですので、2点のことが必要となっております。法第30条の1項に基いて知事に報告しますが、報告には2つのタイミングがあります。速報を知事に報告するのと、最終的に調査結果がまとまった場合に知事に報告するという2つのタイミングであります。そこで、県教育委員会が重大事態の報告を受けた場合に、県教育委員会がしなければならないことがあります。それは、調査報告を受けた県教育委員会は、どこを調査主体とするのかを決定することです。学校いじめ対策委員会、つまり学校主体の調査でよいのか、教育委員会主体の調査となるのか。教育委員会主体の調査とは、本調査委員会に諮問をかけまして、調査委員会で調査いただくことです。学校主体の調査であれば県教育委員会に報告いただく。調査委員会の場合には答申という形で県教育委員会に報告していただいて、法28条に基づいて被害児童生徒・保護者に伝えるとともに、先ほど申しましたように知事に報告することになります。

6 ページには同じような資料ではありますが、もう少し具体的に示させていただきました。再度説明が重なりますが、重大事態発生の場合には学校から県教育委員会、県教育委員会から知事に報告する。調査主体については県教育委員会が判断し、学校が調査主体の場合には、県教育委員会が指導・助言するということです。法律では専門家を派遣するとありますので、教育委員会の組織として緊急支援専門家チームという組織を作っております。弁護士、臨床心理士、社会福祉士、精神科医等によるチームを作っており、状況に応じて派遣して、その調査についても指導・助言いただくという仕組みを整えているところです。2番目に県教育委員会主体の調査がありますが、学校主体の調査か、県教育委員会主体の調査かどうかについては、国の基本方針に基づいて次のように定義されています。学校の調査では十分な結果が得られない、つまり学校主体の調査では駄目だとか、もしくは学校の教育活動に支障が生じるようなおそれがあると県教育委員会が判断した場合には、県教育委員会が諮問しまして本調査委員会で調査してもらうことになっております。繰り返しになりますが、その後学校主体もしくは調査委員会としても報告いただいたものは知事にも報告する。なお、再調査が必要であると知事が判断された場合には、再調査委員会にかけられ、再調査委員会が調査されるということになれば、議会にも報告するということが法律にも定められております。

(委員長)

5 ページの図をもとに少しずつ委員の方々に確認していただこうと思います。まず、重大事態が発生したら、学校内のいじめ対策委員会で初期調査を行う。そのうえで、被害児童生徒・保護者らに報告し、県教育委員会にも報告を行うというのが第1段階でよろしいですか。第2段階として、県教育委員会が調査主体を決定するということになっております。調査主体としては、学校内部のいじめ対策委員会が引き続き調査をしていただくという方法と、県教育委員会が行う、具体的にいうと本調査委員会が調査を行うという2つの方法があります。この2つを踏まえて1つずつ確認させてもらいますが、まず重大事態が起こって県教育委員会に報告がいくまでの間につきまして、何か御質問や御意見がありましたら、御発言いただけないでしょうか。

(委員)

本いじめ問題調査委員会が関わる時は、学校の調査では十分な結果が得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合ですが、こういう状況というのは、学校いじめ対策委員会で、調査中にそれが明らかになることもあると思います。県教育委員会が調査主体を決定する段階では分からず、迅速さを重要としますので、学校が動き出して色々な課題が見えてくるという場合に、(県教育委員会から学校いじめ対策委員会への) 指導・支援の矢印が双方向であった方がよい。学校いじめ対策委員会に(矢印が) 行った後で、県教育委員会の方に矢印があると、ここで指導を受けて学校いじめ対策委員会の方に行くという形ができるのではないかと思います。

(委員長)

図の問題とは思いますが、このあたりをもう少し明確に説明願います。

(事務局)

御指摘のとおりです。報告ありきではなく、報告いただきましたら県教育委員会は継続的に学校の状況等を把握していきます。そうした中で、保護者との関係性がうまくいかないとか、子どもの支援について様々な影響が大きいというようなことがある時には、その段階で判断させていただく。御指摘のとおり、双方向ということで結構です。

(委員長)

このように理解してよろしいですか。重大事態が発生して、それが学校現場において発見された時点、この段階で既に第一報が県教育委員会に来る。その後は学校のいじめ対策委員会の方でいじめの調査がなされていくけれども、リアルタイムに県教育委員会に報告が行き、県教育委員会からは学校現場に対して指導・助言がなされていく。場合によっては初期調査が完了する前に県教育委員会が介入していく事案も出てくるというように理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

結構です。

(委員長)

初期調査としてどの程度まで調査される予定になっているのでしょうか。アウトラインだけなのか、どうなのか、具体的にお考えになっていますか。

(事務局)

これは本調査委員会で今後御審議いただける各学校の調査マニュアルになります。現段階においては、可能な限り、つまり被害児童生徒や保護者の御了解を得ながら、どこまでできるかを含めて調査させていただきますが、ただ少なくとも重大事態ということであれば、すべての教職員に対して聴くことは、本人・保護者の状況とは関わりないので必ずする。後は本人・保護者との了解や状況等によって、可能な限り必要な周りの子どもたちに調査をさせていただくというのが基本的に原則になっております。

(委員長)

調査主体の判断については、県教育委員会と学校とのやりとりの中で、県教育委員会が学校現場ではなく、当調査委員会に調査させなければならないと判断していく。そういう判断がなされないまま初期調査が進んでいくということは、学校いじめ対策委員会の方で調査がなされていくという理解でよろしいか。

(事務局)

そういうことです。

(委員長)

次に「報告」というのが、(学校いじめ対策委員会から)被害児童・生徒、保護者等に向かって矢印がありますけれども、どのようなタイミングで、どのような方法で報告がなされるのかということについてマニュアルはあるのですか。

(事務局)

ありません。ただ、通常ですと、こういった訴えがあった場合には、どういうことがあったのかを速報として被害児童生徒や保護者に報告させていただいて、その中で本人や保護者がそれはどうかということになれば、さらにどのような調査をするかということを含めていく。報告とありますが、それを受けてさらにいじめ対策委員会が動いていくということになります。

(委員長)

「被害児童・生徒、保護者等」へ報告と、何の区別もなく並べられているけれども、報告するということは、個人情報を開示することになりますし、そのいじめの重大性に鑑みて報告対象は選択されていく、あるいは内容についても選択されていくと考えてよろしいですか。これらについても県教育委員会の助言に基づいて適正になされていくと理解してよろしいですか。

(事務局)

そのような形でさせていただいております。

(委員長)

これが初期調査のイメージですが、よろしいでしょうか。

(委員)

いじめ調査をしていることについて被害児童生徒や保護者に報告された時点で、保護者から要望や意見表明ということが出てくると思いますが、その取扱いはどうなりますか。

(事務局)

学校主体の調査であれば、県教育委員会が直接聞くのではなく、学校と保護者との情報交換、情報共有の中で報告として県教育委員会に上がってきます。なお、知事の再調査については、保護者の御意見を添付するということが法律で認められているということです。

(委員長)

学校主体の調査の場合は、先生と生徒の関係性、先生と保護者の関係性から学校が主導してしまう。生徒や保護者が言いたいことを言えないことがあろうかと思えます。また、報告内容が適正なのかどうか、あるいは双方のやり取りが適正なものなのかどうかという判断を学校現場にすべて丸投げしてしまうのではないかと一定懸念があるのですが、このあたりについては、どうでしょうか。

(事務局)

2つありまして、1点目は指導・助言というところで、タイミングや事案によっても変わってくるのですが、専門の方の意見をいただく、状況によっては学校にも行って指導助言していただくというのが1つです。2点目は、重要なのははじめられた児童生徒をどう支援するかということなので、学校と頻繁に連絡をとって、どうかということがあれば、県教育委員会として聴き取りをして、さらに学校がどのように動くかということについて指導させていただいているという状況です。

(委員長)

学校主体の調査となれば、体制や方法については学校が決めていくことになるのか。その適切さについては何らかの懸念があるのではないかと思うのですが、どのような調査がなされていくのか、それに見合った体制になっているのかという評価は県教育委員会でされることになるのか。

(事務局)

基本的には、法律の枠組みでも、調査となれば、同じメンバーであっても改めて組織を作っていくとなっていますので、とりわけその中で誰がより関係するのかということについては確認させていただいています。

(委員長)

学校現場で行われた調査で情報を取得するが、どのような形で蓄積、証拠保全されていくのか、そのような点について何らかの申し合わせはないのですか。

(事務局)

ありません。

(委員長)

初期調査の段階で被害生徒や周辺の生徒から話を聴いていて、書面で聴き取り聴取書を残すということぐらいは決めておかれた方がよいのではないかと思います。場合によってはボイスレコーダー等で録音ができれば、報告書をまとめるのは先生なので、その正確性等についても後から検証できるのではないかと思います。このあたりも、設備や予算の問題があるのかもしれませんが、少し目配りをしていただければと思います。

(事務局)

分かりました。

(委員長)

他に初期調査の段階で御提言等ないでしょうか。

(委員)

委員長から御指摘がありましたように、学校いじめ対策委員会がキーポジションになるように思っております。私自身スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーとして学校現場に入っていますけれど、委員会の充実がポイントではないか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの加入も含めて充実させていくことが大事ではないかと感想として持たせていただきました。非常に分かりやすい対応フロー図でしたので、イメージできました。

(委員長)

初期調査については、今の御意見を踏まえて、事務局の方で御検討いただければと思います。次に調査主体が当調査委員会に指定されてから後のことについては多くのことが決まっていないのです。まだ一度も諮問を受けたことはなく、今後どのように調査していくのかについては、資料1の4ページにはどういったことを聴いたり、したりするのかということが並べて書いてありますが、概略はこのようなことを我々はやっていけばよいという理解でよろしいか。

(事務局)

はい。

(委員長)

当調査委員会の調査あるいは審議の流れにつきまして、御意見がありませんか。

(委員)

初歩的なことですが、(調査委員会における審議の中で)「調査方法の決定」とありますが、調査方法とはどのようなものを決定するのでしょうか。調査の目的は分かるのですが、調査方法はあらかじめ決まっていないのでしょうか。

(委員長)

このような事案について、どういうことを調査するのかとかいうことについては、マニュアルなどで示していくことが予定をされているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

聴き取りとか、アンケートとか、その手法とかいうこともある。

(委員長)

資料1の3ページにある「報告書の記載内容」や、2ページの「聞き取り調査の対象」を見ていただければ、私たちがどういう対象からどのようなことを聴きとらなければならないのかということが想像できるのかなと思います。これらを踏まえてどういう段取りで、誰が誰に対して聴取を行ったり、どういう頻度で全体会を開いたりとかいうことを決めて、ある程度情報が集まった段階で、もう一度調査方針を見直したりすることがあるのかなと思います。そのあたりは実際やってみないと分からないところも多いのかなと感じました。

(委員)

一から決めるわけではなくて、あらかじめ一般的には決まっているけれども、児童

生徒に対して該当するのかどうかというところで方法を決めましょうかということですか。例えば、(聞き取り調査の対象として) 塾とかスポーツクラブ関係者等であっても、行っていない児童生徒には聞き取りようもないでしょうし、このあたりが児童生徒の合わせた方法を修正するというような考えでよろしいでしょうか。

(事務局)

(2 ページの)「聞き取り調査の対象」というのは、こういった聴き取り対象があげますよということですから、その状況に応じて当該生徒のみとか、範囲がクラスのみとかいうことは御検討いただくことになります。

(委員長)

前にマニュアルを作ろうと言った時に、1 枚のシートに情報を集約するようなものが開発できたらいいなという話をしていたかと思いますが、それも追いついて整備されてくるということでもよろしいですか。事務局でお示しいただくのではなくて、ここで検討させていただくことになるのでしょうか。

(事務局)

1 つは調査マニュアルについては、御審議いただくことになりますので、先ほど委員長がお話されたように聴き取りとか、録音とか初期調査のことを含めて一定ガイドラインを示してそこで御審議いただければと考えております。

(委員長)

また、今後そういった諮問が審議事項として示されるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員長)

審議事項の 1 については、今のような調査委員会の意見を受けて、事務局でさらに内容等検討されて御報告いただければと思います。

○議題 (2) アンケート調査の項目について

(委員長)

次に議題 2 の「アンケート調査の項目」について移らせていただきます。本年度第 1 回調査委員会において、いじめのアンケートについては、児童生徒のストレスをチェックして心のケアにつながるようなものにしてはどうかという意見が梁川先生から出されましたけれども、この件について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料 2 の 9 ページを御覧ください。これにつきましては、以前も示させていただいたところですが、県内の事案等を受けまして県教育委員会としましては、このような通知文書とともに、10・11 ページの 2 種類のアンケートをひな形として示させていただいております。11 ページの「心のアンケート」というのはどちらかというところとストレスチェックに近い形、10 ページにつきましては、周りの子どもたちから意見を

求めるという形で実施させていただいております。これにつきましては、前回は御意見いただいたところですが、事務局といたしましては、各市町や県立学校に示しておりますことから、現状どのように使われているとか、現場の声をもう少し集めて、できれば次回その状況等も踏まえて御提示させていただいて、御意見賜ればと思っております。

(委員長)

事務局の方から現場における使われ方等を検証してから議題として提案したいというような説明がございましたが、いかがでしょうか。それとも、この時点において、このあたりについても調べておいてもらいたいとかいうような御提言等がありましたらいかがでしょうか。

(委員)

文部科学省の平成 23 年度の調査で、23.9%がアンケートでいじめの発見がなされたということがあり、アンケートというのはいじめの早期発見・早期対応につながるということで、非常に大事な事案だと思います。「友達を守ろうアンケート」ですが、被害者も書いているので、「自分自身も守れる、守らなければならない」というメッセージもあった方がよいのではないかと思います。下館中学校は「あなたを守りたい」という生徒会活動でいじめ予防に効果を上げている事案があります。そういう意味では「あなたもしっかり守りたいよ」というメッセージはタイトルと同じように大事で、「あなたも友達も守りたい」というメッセージがあるタイトルがいいかなと思えました。「心のアンケート」はまた別のもので、両方するということですか。

(事務局)

これは自分自身の状況を書くものです。状況に応じて両方することになります。教師用と生徒用が混同していますが、資料 11 ページが「心のアンケート」で自分自身の心の状況を、12 ページが「友達を守ろうアンケート」で周りの子どもたちの状況を上げるというものになります。

(委員)

アンケートは記名ですか。無記名ですか。

(事務局)

11 ページの「心のアンケート」については、自分のことで、いじめられたかというところをあまり追求せずに心の状態を表しますから記名にさせていただいております。12 ページの「友達を守ろうアンケート」については、もっと自由に意見を取りたいということですから、無記名という形でのひな形を出させていただいております。

(委員長)

各学校現場でこのアンケート調査の利用のされ方等を調べていくということですが、それぞれのアンケートについて、どれぐらいの頻度で、どういう目的のもとになされているのか、それらを踏まえて改善点があるのかないのか、学校現場でもう少し使いやすいようにしてもらいたいと思っているところはないのか、といったところを聴き取って御報告いただければと思います。学校現場は義務的にアンケートを行っているということはないですか。つまり、県教育委員会からこのような指導を受けるの

で、やらなければならないというような感覚で、目的について明確にせず曖昧なままに、ただノルマをこなすようにされている可能性はないのかどうなのか。そういった回答は返ってこないと思いますので、感触をつかんでいただければと思います。

(事務局)

15 ページに配慮事項がありますけれど、アンケートに出てこなかったのに実際にいじめ事案が起こったというところがきっかけになっています。しくみや枠組みだけが重要ではなく、むしろアンケートで何も答えなかったらそれが怪しいというぐらいのイメージで行っていくという意味の中で、ストレスチェックというような形も作りました。アンケートも目的によって変わってくると思うのですが、反省としては、これによっていじめを発見するという枠組みだけでいくと、発見しきれないということから、ストレスチェック等を踏まえて、より広く早期の段階からということで作らせていただきました。ただし、重要なのは、15 ページの下にも書いておりますように、アンケートは学期に1回はしてもらうように話をしていますが、アンケートがすべてではなく、一番大事なのは子どもたちと教員の信頼関係であるということを繰り返し伝えるとともに、並行してアンケートを活用する形でやらせていただいています。

(委員)

実際にどのように使われているのかということ进行调查されるというのはもっともなことで、まず現状を把握していただくのはありがたいことだと思います。実際にアンケートを実施されている先生方、その報告を受けている校長先生・教頭先生方がいて、学校では色々なことを聴いておられると思います。どのように活用できているのかもあつし、「こういう設問だったらいいのに」とか、「アンケートがこのようなものであればもっと利用できるのに」というような情報を聴いていただければと思います。フリー、オールクエスチョンでやるのか、それとも構文設定をしてインデックスで、これとこれを答えてくださいというマーケット評価でされるのでしょうか。

(事務局)

これはあくまでひな形ですので、こういう形でのお願いをしています。ひな形にしているのは、いくつかの理由があります。小・中・高校の発達段階によって書きぶりも変わってきます。ただ、県教育委員会の方向性や考えているところを示して、利用していただくというスタンスでやらせていただいております。

(委員)

心のアンケートにつきまして、「はい」「いいえ」という2件ですが、(小学校の低・中学年の回答になるのかもしれませんが、)「いつもある」「時々ある」「あまりない」「ない」という4件法にして、「いつもある」が集中している場合は個別面談に結びつけるとかということが、早期発見につながるのではないかなと思います。心のアンケートとか、ストレスに関するアンケートとすると、いじめアンケートとしては、非常に効果が高いです。書きやすく、当事者がいじめということで、チクったことになるのではないかなという不安を払拭するには非常に素晴らしいアンケートです。ここまで書いておられるのであれば、「友達関係でうまくいかないことはありますか」や「学級でホッとする時間・場所はありますか」とかいう2項目を増やしても、(元々)8項目ですので違和感がなく、いじめの早期発見につながりやすいのではないかと思います。

(委員長)

今の住本先生の発言にもありましたように、そのような項目を増やしたりする需要があるのかないのかも合わせて学校現場から情報収集してください。

(事務局)

分かりました。

(委員)

アンケートをとったけれども把握できなかったことの反省点等について先ほど事務局から話があったかと思いますが、住本先生が話されたように、「はい」「いいえ」の2件法になると、迷った挙句、「いいえ」になって数値が反映されない。これが4件法になると、明確には書けないけれども、ややそういう傾向があるというデータが出てくるので、たくさんのデータが集まってくると、かなりの数値となって出てきますので、把握しようとするれば2件法よりも4件法の方がよいと思います。5件法になると、日本人は真ん中に付けようとするデータがありますので、4件法というのはそういう意味合いがあると思います。

いじめだけでなく色々な案件で、アンケートで重大事件を把握するというのは、1%程度を基準とし、100人いれば1人いるかないかというデータをとるというようなイメージをもっています。ストレスチェックの場合、100人いれば10人程度を把握する設問・設定であって、重篤な課題がある重大案件だけではなく、中程度のレベルのケースを把握するようなデータという設定でアンケートを作れたら、その10%のところについて、1回の面接で終了するようなこともあると思います。その中には重大な案件が隠されていることもあるので、丁寧に見る時には、10%ぐらいが対象になっているようなデータ構成があった方がよいのかなという感じはします。(10%というのは)カットオフ、切り分けているわけですが、20%、30%がデータとして出てきますので、そうなると思うと、チクった、チクらないという感覚からは抜け出して、自分たちの問題として解決しようとする。

「あなたは得意なことや自慢できることはありますか」という設問は児童生徒の問題解決能力になりますし、「あなたは自分のことが好きですか」となると児童生徒の自尊心の評定ができる。「あなたのクラスの雰囲気は友好的ですか」という設問があるとクラスの人間関係のデータがとれたり、「クラスの中であなたの意見が言えますか」となると、クラスの生徒の参加度が見えてきます。そのような中で、身体愁訴、不定愁訴で「食欲がなくなって眠れなくなったり」とか、「疲労感でひどく疲れている」とかいうものも入れます。あとは、「心臓がドキドキする」という不安感とか、「気分がすぐれない」という抑うつ感というものもあります。「あなたは学校に来たくないと考えていますか」というところは、総合ストレス度となると思います。結局そこから回避するという行動が総合ストレスになる。

実際にいじめ被害については、例えば「自分の持ち物がなくなったり、壊されたりする」とかいう物に対する被害と、「クラスの人に乱暴なことをされることがありますか」という身体に対する被害とは分けて捉えた方がよいのではないかと思います。後は、「クラスに仲間外れにされている人はいますか」というように他のメンバーで心理的ないじめがかけられているとか、「クラスで乱暴なことを受けていますか」とかがあります。それと、ソーシャルサポートですね。クラスでどのようなサポートを受けられるのか、「あなたの気持ちを分かってくれる人はいますか」というもの。後は、担任の先生のソーシャルサポート、「担任の先生はあなたの気持ちを分かってくれそうですか」ですね。後は担任の先生以外のサポートがあるか、「困ったり、悩ん

だりしたり時に相談できる先生はいますか」ですね。数は多くなりますが、学校現場でどのようなものを求めているのかというところですね。聴き取るだけでなく、情報をやり取りしたり、双方向で作れたりしたらよいのではないかと思います。

(委員長)

学校現場で検証していく前に、梁川先生から随分御提言をいただきましたけれども、このような御提言に沿った現場からの御意見もあるかとも思いますので、そのあたりも十分に聴き取りをして、それらを踏まえたうえで御報告をいただければと思います。

(事務局)

分かりました。

○議題（３）いじめ問題に係る学校と関係機関との連携の在り方について

(委員長)

続きまして議題の３「いじめ問題に係る学校と関係機関との連携の在り方」につきまして、第１回調査委員会において、いじめ問題に対応するには学校と関係機関との連携が大事であるという共通認識を確認させていただきました。本日はより効果的な連携の在り方について協議していきたいと思いますので、事務局の方に資料を用意していただきました。事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

資料 16 ページを御覧ください。いじめをした子どもの背景も理解しながら、支援という観点も踏まえて、関係機関と緊密に連携すべきですが、実際学校現場においてはどこにつなげばよいのか、どういうところに問題点があるのか、分かりづらいという御指摘がありました。その点については、下の※印にありますが、文部科学省の「子どもの育成をめぐる課題等について」を参照しながら、一番右の欄には本県の関係機関というものを書かせていただきました。

簡単に御説明させていただきます。学童期（小学校低学年）においては、ようやく集団の一員としての意識をもつが、まだ大人への権威に依存される、大人の影響が多いところから、「発達上の課題」は図のようになっています。背景としては虐待や発達障害などが主な要因となる。そうしたところから、主な支援機関として虐待に関するもの、発達障害に関するもの、不登校に関するものなどがそのようなところに挙げられるのではないかとということで、書かせていただきました。

その下、２枠目です。小学校高学年の「発達上の課題」のところを見ていただきますと、小学校低学年よりも抽象的な思考・概念というようなものが出てきます。さらに、対人関係能力、社会的な知識・技能の向上、道徳性が出てきます。そうした中で、「背景にある主な要因」というのは、基本的には小学校低学年と同様で、若干子どもによって発達の進展が違いますが、思春期うつという精神疾患の関連性も必要であろうと思います。

また、小学校高学年になりますと、どうしても暴力行為等の発生も生まれてくるので、「主に連携・支援を行う関係機関」として、小学校低学年にプラスして暴力行為等の非行として警察、少年補導センターをここに加えさせていただいたところ です。

３段目を御覧ください。中学校の「発達上の課題」を見ていただきますと、中学生になると自我、自己意識、自分探しというところがあり、自己同一性の確立に向

けて様々な模索をする。さらに集団生活とともに、特定の友人と深い人間関係を形成したり、異性という意識が芽生えたりしております。こうしたところから、「背景にある主な要因」というのは基本的には小学校高学年と変わりませんが、「学習や集団への不適応に伴う自己肯定感の低下」を加えました。さらに、右の欄（連携・支援を行う関係機関）に精神疾患（うつ等）として、「精神科医」と非常に明確な形でここに挙げさせていただいたところです。

最後、青年中期（高等学校）の欄の「発達上の課題」のところですが、ここでは心理的離乳ということで親からの自立、さらに自ら選択し、市民として社会性を培うという基盤が築かれていく段階です。同時に様々な不安をもっています。「表出する主な問題行動」の欄には学習や進路に対する不安感とありますが、そういった問題も出てきます。この状況が長期化するようなことになると、右側のところ（表出する主な問題行動）に、不登校やひきこもりといった影響等とありますので、そこに関係する機関というものを書き挙げさせていただきました。

（委員長）

なぜこのような資料を提出していただいたのかということについて、改めて説明させていただきます。いじめに対応するためには、普段からの平時における対応と、いじめ事態が起こった場合、つまり有事における対応というものがあるのかなと思います。ここに書いてある表は平時のものに対応するものなのかなと思います。つまり、小学校の低学年、高学年、中学校、高等学校というように、子どもにはそれぞれ発達上の特性というものがあって、これらに対して低学年の段階から適切に対処していく必要があるのかなと感じているからです。

低学年においては、子どもが置かれている状況としては、虐待の問題とか、発達障害の問題とかがあります。これらを含めて、どうやって子どもたちを支援していくのかというようなことを考えていかなければいけません。そのうえで、どうやっていじめを防止していくのかについて、この段階ではどういった対処が適切なのかということを考えていかなければなりません。子どもはいきなり中学生になるわけではなく、幼児、児童と徐々に成長して、中学生、高校生に至るわけですので、小学生の段階では小学生に応じたそれぞれの教育課題がある、いじめを防止するための方策があるのではないかなと思われるからです。この段階においては、いじめ等の原因になるような虐待や発達障害の問題については、小学校低学年の段階からしっかり対応していく、子どもに対して支援していく、ご家庭に対して支援していくというようなことが必要になるのか。あるいは子どもに対してもいじめに対する教育をしていく必要があるのか。つまり教育を施すことで、将来に向けていじめが起こらないという対策を打っていく必要があるのではないかなというようなことを考えたからです。

小学校高学年になってくると、やはりいじめの問題が生じてくるのです。こういったいじめの問題が生じてきた場合に、学校現場はどのようにしてこの問題に対応していくのか。そのまま中学生、高校生に育っていく各段階ごとの発達上の課題なども含めて、この小学校の高学年の段階でできることは何なのか、どのような対応をすべきなのかということをも具体的に考えて積み重ねて、いじめを防止していく必要があるのではないかな。

それぞれの段階において、やはり学校現場だけでは対処しきれない部分について、外部の専門家の支援あるいは連携というものが必要になってくるのではないかなということで、関係機関というものを書いてもらったということです。そういった趣旨のもとで、この資料を今回ご提出いただいているところです。それを踏まえて、

この資料を見て、何かお気づきの点とか、あるいはいじめ防止のためにこういった視点が必要なのではないかなど、何かありましたら御発言、御提言いただければと思います。この種の問題について、事例等をもっていると思われる住本先生の方から何かあるでしょうか。

(委員)

発達段階のこの分け方は文部科学省の分け方が基準ですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

埼玉県調査で、いじめの発生が一番多かったのは小学生4年生です。教育現場では、小学校の分け方として、低学年、中学年、高学年ということで、中学年を入れることが多いのですが、低学年で1・2・3年、高学年で4・5・6年という理解でよろしいですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

特に連携というのは、いじめ防止あるいは直接の介入、インターベーションということでもキーワードになると思うのですが、そういうところは実像としての内容を踏まえて、一番右の方（主に連携・支援を行う関係機関）に挙げて、問題行動よっての分け方をさせていただいて、非常にイメージしやすい印象をもたせてもらいました。文部科学省の方も文言は「民間施設」となっていましたか。

(事務局)

この関係機関については、事務局の方でいろいろなものを参考にしたもので、直接文部科学省が示している文言ではないですが、（児童生徒の生徒指導上の問題行動等の）諸問題調査では適応指導教室とか、民間機関・施設という文言があったかと思います。

(委員)

2010年には文部科学省が生徒指導提要进行をまとめましたが、結構あれが基準になっていて、NPO等との連携という言葉があったように思いますので、その辺のところを確認していただいたらよいと思います。非常に分かりやすく資料を確認させていただきました。

(事務局)

今日の配布資料の他に、委員が別途いただいている資料の中に「戸惑い調査」というのがありました。「関係機関等との連携に関する戸惑い調査の一考察」というものを私たちは資料としていただいています。そこで小学校の先生方が、中学校の先生方に比べて「関係機関と連携して解決したことがある」という割合が低い、あるいは「関係機関のことをよく知っている」という割合が低いというような結果が出ています。そして、彼らは「機会があれば連携したい」という希望ももっている

というような結果が出ています。

中学校になっていきなりいじめの問題が発生してくるのではないと思っています。小学校の低学年、高学年、低・中・高学年でも構いませんが、その段階からきっちり対応していく必要があるのではないかと思います。それが、教師の勘とかそういうものだけで対応がなされていくのでは、少し不十分なのかと思います。関係機関、その専門性を活用しながら、対応されていった方がよいと思います。そうすると、中学生になったら、いじめ等の問題で学校内部だけでは対応しきれない、背に腹は代えられない部分があるのかもしれませんが、学校外部の方の力を借りなければならない、詰まったような事情があるので、関係機関との連携が進むのかもしれませんが、そのような切羽詰まった感というのが、小学校ではまだないので、関係機関との連携が少ない、進んでいないのかもしれませんが。そうすると、積極的に小学校の子どもが中学校に入ったらこういうふうになってしまうのだということが、小学校にも情報として届いているはずなので、小学校の段階でできることはないのかという視点で関係機関と連携をとるようなことがなされるべきなのかと思います。

ただ、それを教師個人が思い立ってもなかなか関係機関と連携ができないと思います。何らかの仕掛けが必要なのかと思います。そこで、県教育委員会、市町の教育委員会の果たす役割というものがあるのかと思いますので、そのような観点からも、小学校の低学年段階から関係機関との連携が必要なのだと、いじめの問題についても既にその頃から必要なのだという資料とか、助言とかというようなものがなされて、具体的に機会を与えることも必要になってくるのかと考えています。

(委員)

お二人の委員からもあったように、小学校の高学年だと思います。中学校以降は外部と連携をとるのは当たり前の状況ですので、学校レベルで外部と連携をとるのは常識だと思います。しかし、小学校高学年の先生方は、クラス担任制ということもあって、クラスで起きていることについては担任の先生はすべて把握されているのですが、担任の先生が教頭や校長に情報を出されないと、その状況がなかなか担任以外に情報が行きにくいところがあるのかと思います。特に事例が少ないので、そのような事例に遭遇することが中学校の先生方に比べて少ない、経験が不足してきますので、学校組織として把握する、つまり担任の先生の判断や力量とかで相談するのではなく、子どもの抱えている問題の重篤度に合わせて外部と相談をするというような客観的な対応をしていただけたらと思います。やはりそのあたりは、ツールとしてアンケートがあると思います。

(委員長)

関係機関との連携には当たらないのかもしれませんが、小学校と中学校の連携は必要なのかと思います。小学校から中学校に上がってくるわけですので、小学校においてどのような状況を子どもが示していて、どのような課題があったのかということが中学校にしっかり情報として伝わるようにしておかなければならないし、あるいは中学校に行ったらどのような状況になるのかということ、小学校と中学校が連携しながら、小学校の間にできることはすべてやっておいてもらう必要があるのかと思います。

これは対子どもとの関係だけでなく、対保護者との関係でも重要になってくるのかと思います。なぜそう思うかと言いますと、小学校の段階で学校と保護者との関係が崩れてしまっているような事案が多数見受けられるからです。そのような状況

で小学校から中学校に上がってきて、中学校の先生方が保護者と信頼関係を結んでいけるのかということについて、少し支障が生じたというような事例をいくつか聞いておりますので、小学校と中学校の連携の中で、対子ども、対保護者との関係でも情報交換し、どうすればうまく対応できるのかということを考えながら、いじめの問題にも対応していただければと思います。関係機関とすると、外部の機関だけでなく、小学校、中学校も関係機関になるのだという認識をお持ちいただければと思います。

(委員)

今委員長が話されたことは非常に大事なことで、昨日他府県で高校の先生方の事例研だったのですが、幼稚園からの担任の先生方が全部集まりました。幼・小・中・高の連携ですね。校種間の連携は本当に大事なことで、今後いじめの予防とか、心のケア、アフターベンションの場合でもポイントになると思います。

(委員)

小学校低学年と保育園の連携についてですが、保育園の方は保育要領が変わって保育要録を小学校に文書で出すという状況です。保育園でかなりいろいろな問題が出ている子どもたちはいますので、小学校に入って落ち着いてくると分からなくなっていますが、かえって保育園の状況が小学校高学年とか、思春期の予測に見えてくるところがあります。保育園の時に非常に状態の悪い子どもがいて、小学校1・2年生の時は落ち着いている状態でも、思春期に荒れるリスクが上がる場所がありますので、このあたりの情報を引き継いでいくのがポイントになるのかと思います。

それと、いじめのハイリスクの子どもの中に、虐待・被虐待もあるのですが、障害をもっている子どもたち、知的障害や自閉症スペクトラム、ADHDの子どももいますが、福祉サービスの事業所とか、外部ヘルパーを使っていることもあり、事業所等との連携が必要になるケースが出てくるかもしれないと思います。少年鑑別所は家裁のための鑑別だけでなく、一般相談も受けるようになってきているので、連携先に入るのかなと思います。

(事務局)

ありがとうございました。今考えていることを一つ申しますと、不登校といじめは似通ったところがありまして、不登校の子どもは過去に経験していることが非常に多いので小学校の早い段階でいかに対応するか。それと同時に不登校の割合は小学校では250人に1人ぐらいなのですが、中学校になると30、40人に1人ぐらいになります。そうすると、小学校が悪いわけではないですが、小学校はそういう意識になります。そういう時に必要なことは、委員長が話されたように縦の流れで、小学校なら中学校、中学校なら高校、高校なら社会と、縦のところを意識しながら、今回保幼小の連携も進めていきたい。小学校を責めるわけではありませんが、外部機関との連携のハードルが高いというよりも、知らないということもありますので、今の御指摘について、なるべく具体的に小学校等に広めさせていただきたい。

(委員長)

県教育委員会は今の議論を踏まえて、学校の方に適切な指導・助言をお願いできたらと思います。

○議題（４）今後の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組について

（委員長）

次の議題４の「今後の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組について」です。事務局より御説明をお願いします。

（事務局）

今年度スケジュールとして、最終答申を３月末にいただきますので、今後１０月末から３月ぐらいに会議をしていただければと思っています。その後の審議については、今出ました継続審議および（資料４に）書き上げたところが第３回以降の会議で審議事項となるのかなと思います。その他ですが、本会議の中で学校現場の状況を把握したいという声がありますので、事務局に御要望いただきまして、なるべくそういう機会を設ければということで、（資料４に）書かせていただきました。

（委員長）

今後のスケジュールについてですが、第３回、第４回とあと２回しか委員会がありません。１０月中旬、３月中旬と予定されていて、今年度も答申をさせていただくということになっていますが、スケジュールはこれでよろしいでしょうか。正式な委員会は２回しかありませんが、Ｅメール等で意見交換しながら、答申案をまとめさせていただきたいと思います。

続きまして、今後審議していく事項についてです。

資料４の２にあるようなものを審議してもらいたいと思いますが、委員各位の御意見がございましたらお願いします。まず、１つ目「学校における調査マニュアル」についてですけれども、これは引き続き事務局と私が連携を取りまして、何らかの文章にしていきたいと思っています。２つ目の「いじめアンケートの内容・方法」につきましては、とりあえず学校現場で情報収集し、検証してまた御報告いただく。その際には先ほどの梁川委員からありました御提言についても参考にして御報告をいただければと思います。３つ目の「スクールポリス等警察との連携の在り方」について、今日連携のありかたについてお話をさせてもらったのですが、スクールポリス、警察との連携についての話は出てきませんでした。これについては柴原委員がおられないので、柴原委員が御出席の時に改めてスクールポリスの話はさせていただこうと思います。スクールポリスについて、事務局から何かありますか。

（事務局）

柴原委員からいろいろと御意見いただいているところですが、それも踏まえて次回に御検討いただければと思います。

（委員長）

次回に資料等も提供いただいて、検討してまいりたいと思います。

次に４つ目の「いじめの取組に関する学校評価の在り方」についてですが、何か御意見ありました、いかがでしょうか。現にどうやって学校を評価しているのか、どういった資料に基づいて評価をしているのかというようなことについて、問題があるかなと思っているところはあります。

（事務局）

それでは次回現状ということで報告させていただきたいと思います。

(委員長)

現状どうやって学校を評価し、どこが判断して、公にしているのか。概略で構いませんので、御報告いただければと思います。「平成 26 年度および平成 27 年度に認知したいじめ事案の対応」については、個別事案ですので、ここの議題からは外させてもらっております。

改めて御議論させていただこうかなと思います。

その他に「学校における具体的ないじめ防止等の取組に係る実態把握について」があります。私たちは、実態把握をしていかなければならないかと思いますが、もちろん本業で実態把握されている方はおられるかとは思いますが、学校がどういうふうにしていじめ問題に対応し、調査をされているのか。どういう支援あるいは対策、対応されているのかということについては、私たち外部の者ですから知らないところも多いかなと思います。これについては、委員会の中でしていくわけにはいかないと思いますので、何らかの方法で知る機会というものを事務局の方で設けていただければなお願しておきます。以上で議題の 4 まででしたが、ここまでのところで言い落したとか、言いたいことがあるとか、というようなことがございませんでしょうか。

(委員)

梁川委員の方から詳しくいじめアンケートの内容等についてお話がありまして、非常に分かりやすい項目をあげていただきました。特にいじめの問題に関しては、加害も被害も自己肯定感、自尊感情が非常に関係するキーワードになるのではないかと思っているのですが、梁川委員がおっしゃったように「自分のことが好きですか」だけでは、自己概念の第一人者である梶田叡一先生は弱く、あと 2 ついると言われています。1 つは他者との関係性。これも梁川委員がおっしゃったように、「得意なことがありますか」、他者との比較になります。もう 1 つが未来志向性で「将来なりたい夢がありますか」。これを含めての自己肯定感、自尊感情ということになりますので、付け加えました。

(委員長)

アンケート調査項目についても、当委員会から御提言申し上げますが、併せて答申書の中でも今の価値判断に基づいて御提言を教育委員会の方に差し上げればなと考えております。

○議題（５）今年度のいじめ事案に係る対応について

(非公開につき議事概要から省きます)